

# 日置市立地適正化計画に基づく 届出制度の手引き

## 目次

1 立地適正化計画と届出制度について .....	1
2 本市の誘導区域について .....	3
3 居住誘導区域・都市機能誘導区域に係る届出について .....	7
4 届出の記入例 .....	12

令和 8 年 3 月

日 置 市



## 1 立地適正化計画と届出制度について

### (1) 立地適正化計画の背景と目的

本市は、全国的な社会経済情勢の変化と同様に、人口減少や少子高齢化等の進行が予測されています。人口減少が進行すると、生活サービス施設(スーパー、病院等)の撤退や公共交通サービスの縮小による生活利便性の低下をはじめ、インフラ施設の維持管理コストの増大や地域コミュニティの衰退などが懸念されています。

このため、誰もが安心して暮らしていくために、生活環境の確保や持続可能な都市経営を目指し、本市の特性を踏まえた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向けて、「日置市立地適正化計画」を策定します。

#### 立地適正化計画とは

人口、土地利用や交通の現状及び将来の見通しを勘案しながら、都市計画区域の中でも特に居住を誘導して人口密度を一定以上に維持する「居住誘導区域」と都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」を設定し、その誘導のために講ずべき施策等を定める計画です。



図 立地適正化計画のイメージ

出典：国土交通省

#### コンパクト・プラス・ネットワークとは

医療・福祉・商業などの生活に必要な都市機能を中心部にまとめて立地することで、地域住民が公共交通で都市機能にアクセスしやすくなり、誰もが安心して暮らせる持続可能な都市を目指すまちづくりの考え方です。

立地適正化計画は、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、中心部と拠点を結ぶ公共交通ネットワークを軸とした都市構造を設定し、各拠点に必要な都市機能や住宅を誘導します。

### (2) 立地適正化計画に基づく届出制度

立地適正化計画では、都市計画区域内に居住誘導区域・都市機能誘導区域を定め、計画的に誘導を図ることとなっています。このため、開発行為等がいつどこで行われているか、実態を把握するために、居住誘導区域や都市機能誘導区域の外で行われる一定規模以上の開発行為等について、新たに届出が必要となります。

本手引きは、立地適正化計画に基づく届出制度についてご案内するものです。

### (3) 届出制度の概要

立地適正化計画の運用開始に伴い、都市計画区域内の居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外において一定規模以上の住宅や誘導施設の開発・建築等を行う場合は、行為に着手する**30日前**までに市への届出が義務付けられます。

また、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止する場合は、休廃止しようとする日の**30日前**までに市への届出が必要となります。

#### 【届出が必要な行為】

- ①居住誘導区域**外**における一定規模以上の住宅の開発・建築等
- ②都市機能誘導区域**外**における誘導施設の開発・建築等
- ③都市機能誘導区域**内**における誘導施設の休廃止

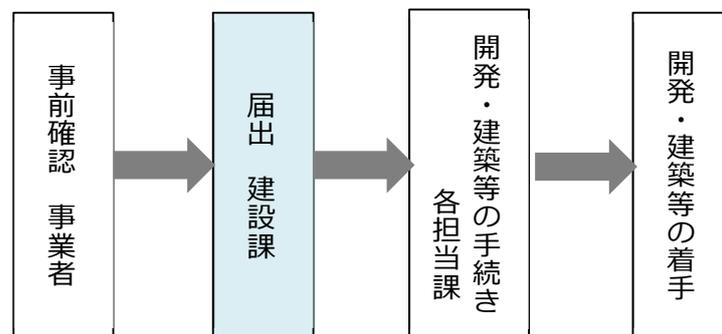
※届出義務に関する規定は宅地建物取引業法(第35条)の重要事項説明の対象となります。

### (4) 届出の流れ

開発、建築、休廃止等の行為に着手する**30日前**までに届出が必要となります。

(都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項、108条の2第1項)

なお、届出の開始時期は、日置市立地適正化計画が公表される日(令和8年5月1日)以降に着手が予定されている行為が対象となります。



※着手の**30日前**までに届出が必要です(変更届も同様)  
例)10月1日着手の場合、9月2日までに届出が必要

#### 【その他留意事項】

- ◆届出を怠った場合、または虚偽の届出をして開発行為・建築行為等を行った場合は、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象となります。
- ◆居住誘導区域外での開発行為及び建築行為等が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第88条第3項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。

## 2 本市の誘導区域について

### (1) 計画区域

本市には、伊集院都市計画区域、東市来都市計画区域、吹上都市計画区域の3つの都市計画区域があり、その全ての都市計画区域が立地適正化計画における届出の対象です。

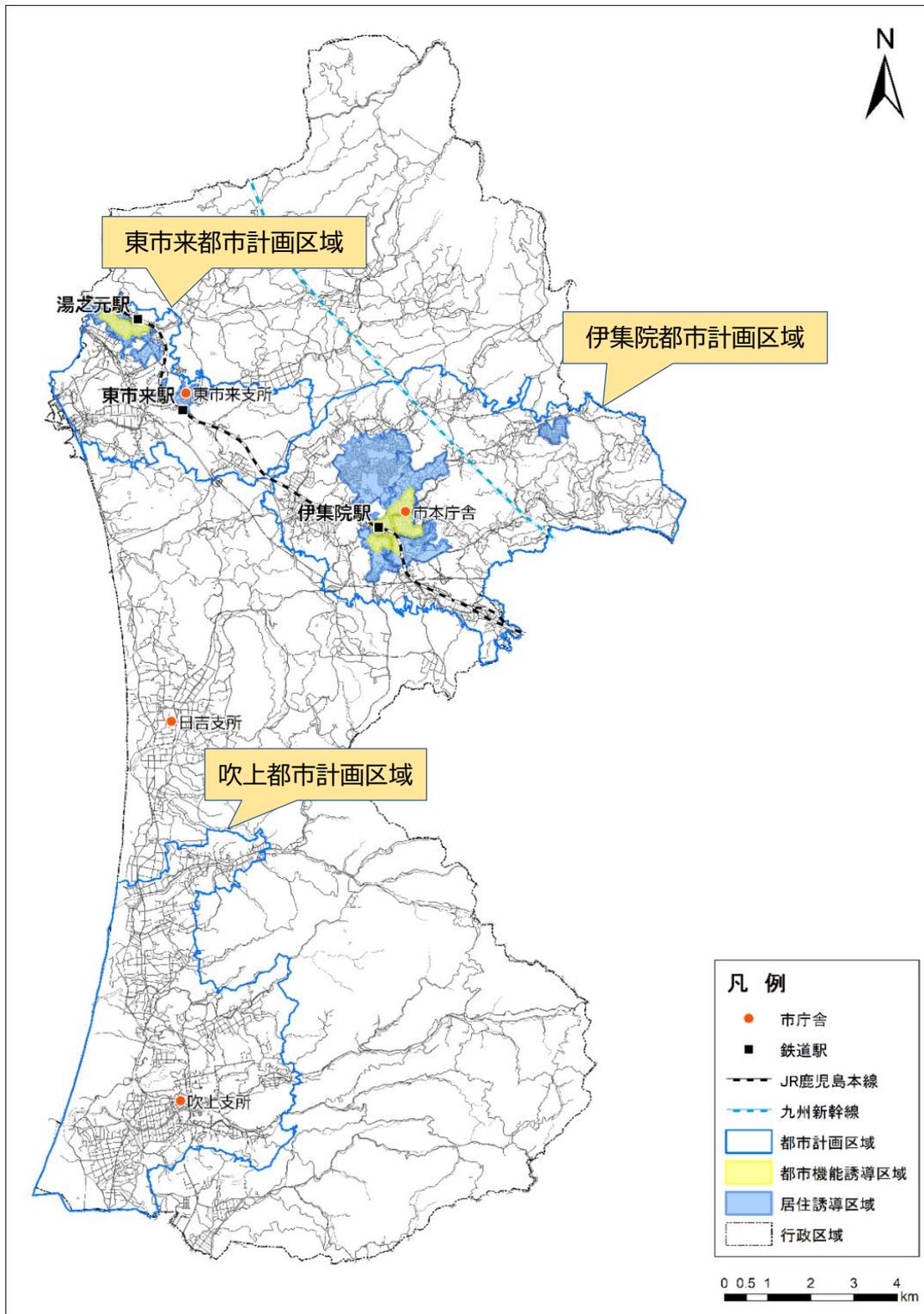


図 計画区域

## (2) 誘導区域

伊集院、東市来の都市計画区域における居住誘導区域・都市機能誘導区域は、以下のとおりです。

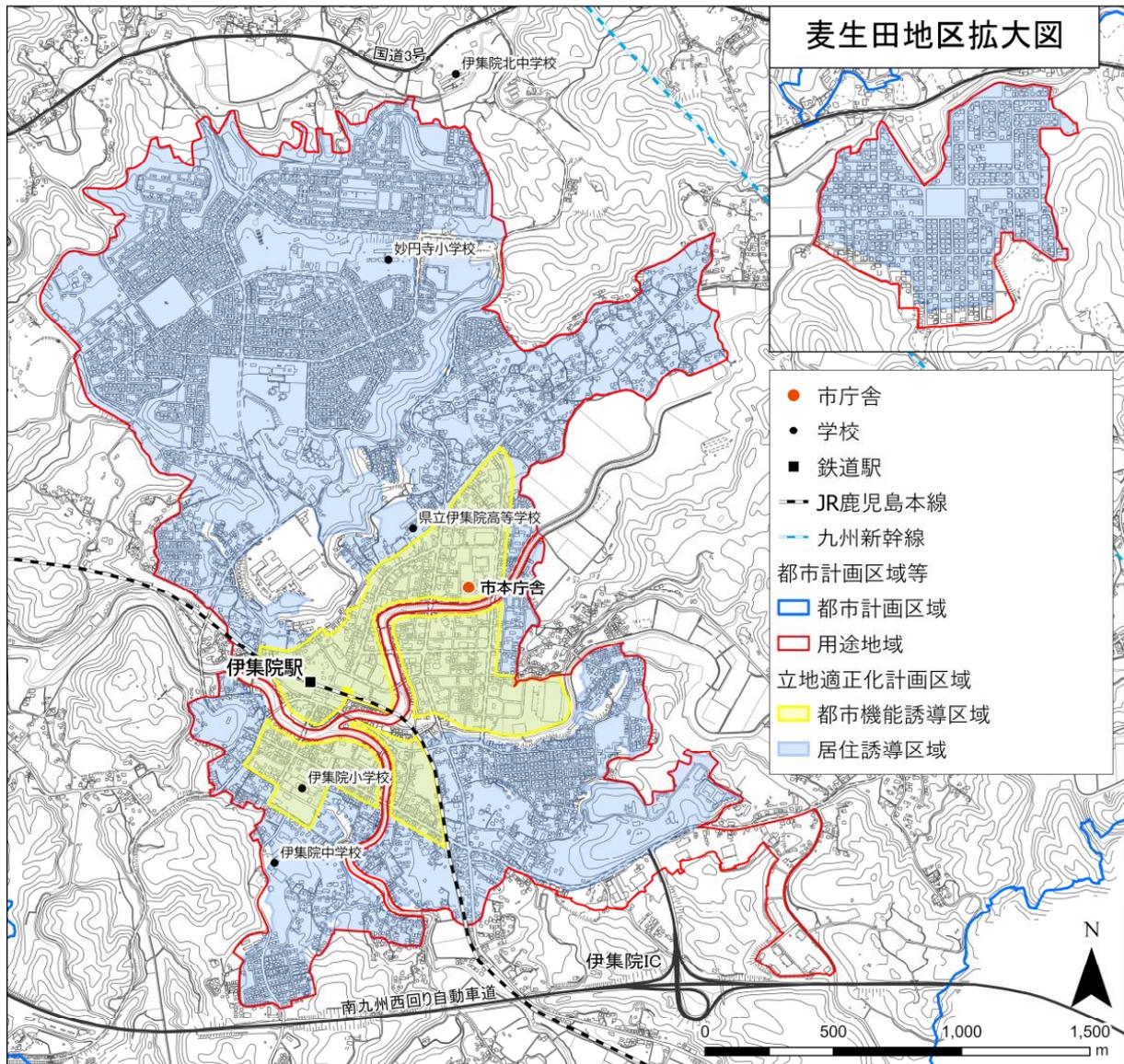


図 居住・都市機能誘導区域(伊集院都市計画区域)

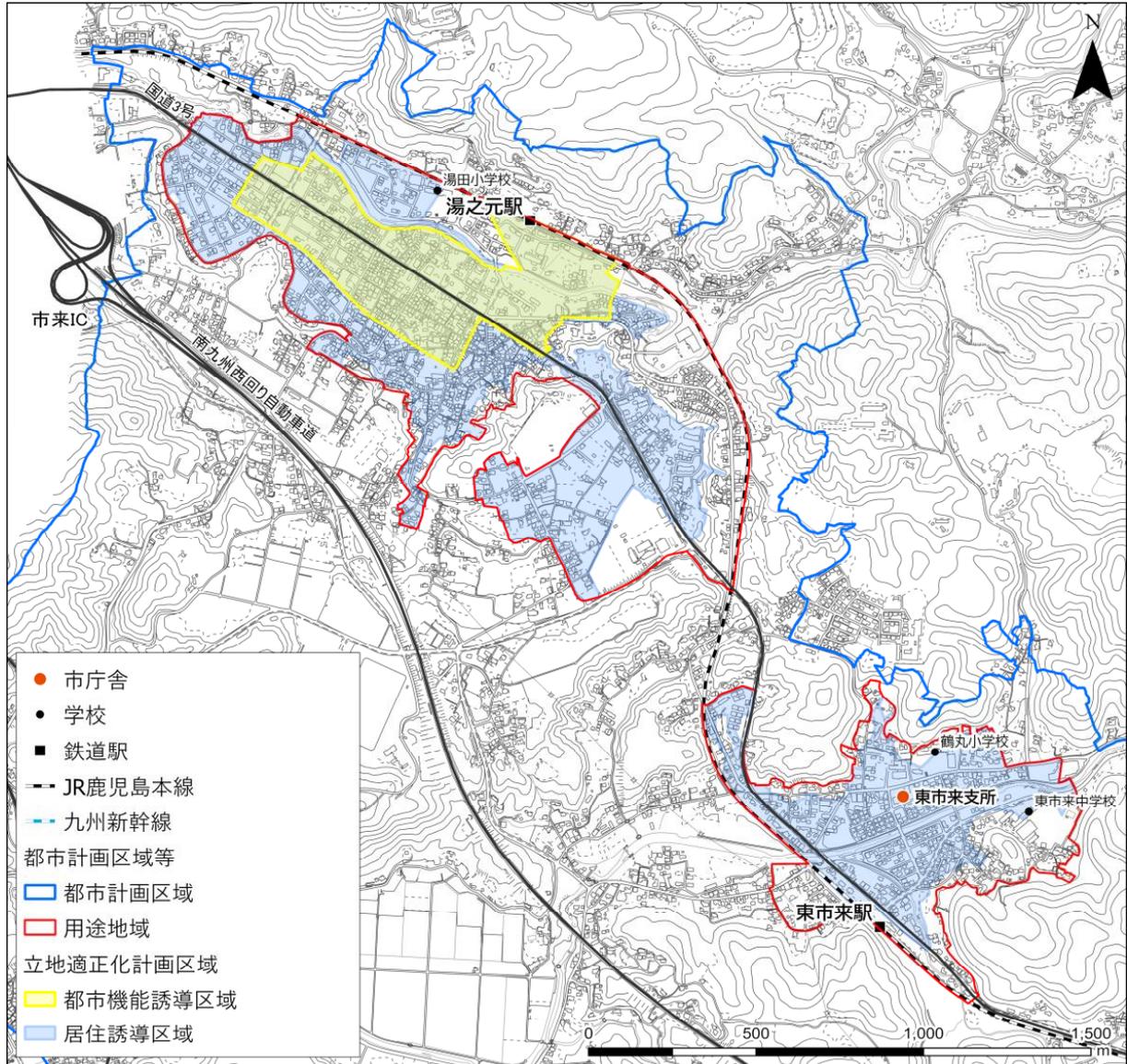


図 居住・都市機能誘導区域(東市来都市計画区域)

### (3) 都市機能誘導区域における誘導施設

立地適正化計画策定時点で、各都市機能誘導区域で誘導施設と定めている施設は、以下のとおりです。

表 各都市機能誘導区域の誘導施設

機能	対象施設	定義	伊集院地区	湯之元地区
医療機能	病院 (病床数 20 床以上)	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める施設 <sup>※1</sup>	●	●
介護・福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に定める施設	●	—
	基幹相談支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 2 項に定める施設	●	—
子育て機能	こども家庭センター	児童福祉法第 10 条の 2 に定める施設 <sup>※2</sup>	●	—
	子育て支援拠点施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める施設 <sup>※3</sup>	●	—
教育・文化機能	中央図書館	図書館法第 2 条に定める図書館	●	—
	文化会館	日置市文化施設条例に定める文化会館	●	—
	中央公民館	社会教育法第 24 条に定める施設	●	—
	体育館	日置市体育施設条例に定める総合体育館	●	—
商業機能	大規模小売店舗 (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める大規模小売店舗 <sup>※4</sup>	●	●
金融機能	銀行	銀行法第 2 条に定める銀行 <sup>※5</sup>	●	●
	信用金庫	信用金庫法第 4 条に基づく事業免許を受けて金庫事業を行う信用金庫 <sup>※6</sup>	●	●

●：維持・誘導を図る施設

- ※1 医療法において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有する者をいう。
- ※2 児童福祉法において、こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設である。
- ※3 児童福祉法において、地域子育て支援事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。子育て支援拠点施設は、市全域の市民を対象として事業を行う施設とする。
- ※4 大規模小売店舗立地法において、「大規模小売店舗」とは、小売業を行うための店舗で店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）が基準面積（1,000 m<sup>2</sup>）を超えるものをいう。
- ※5 銀行法において、「銀行」とは、第 4 条第 1 項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。
- ※6 信用金庫は、地域の住民が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関をいう（出典：一般社団法人全国信用金庫協会）。

### 3 居住誘導区域・都市機能誘導区域に係る届出について

#### (1) 居住誘導区域外における届出

都市計画区域内の居住誘導区域外における届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為または建築等行為を行おうとする場合、市長への届出が義務付けられます。(都市再生特別措置法第88条第1項)

※1 開発行為とは、主として、「建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」をいいます。(都市計画法第4条第12項)

※2 住宅には共同住宅(住戸)を含みます。

例：居住誘導区域外における届出

➤ 居住誘導区域外で、下図の行為を行おうとする場合には、市への届出が必要。



図 居住誘導区域外において届出の対象となる行為の概要

出典：改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

(2) 都市機能誘導区域外における届出

都市計画区域内の都市機能誘導区域外で誘導施設として位置づけられた施設を対象に開発行為または建築等行為を行おうとする場合、市長への届出が義務付けられます。(都市再生特別措置法第108条第1項)

【届出が必要な行為】

開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

(例)大規模小売店舗(店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上)を新築する場合

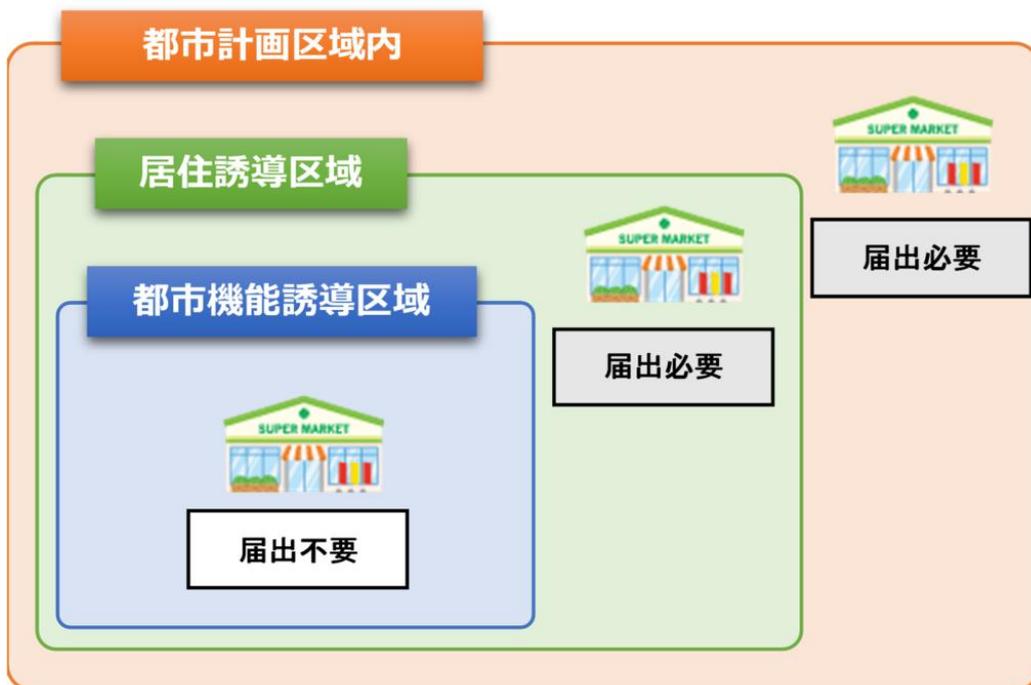
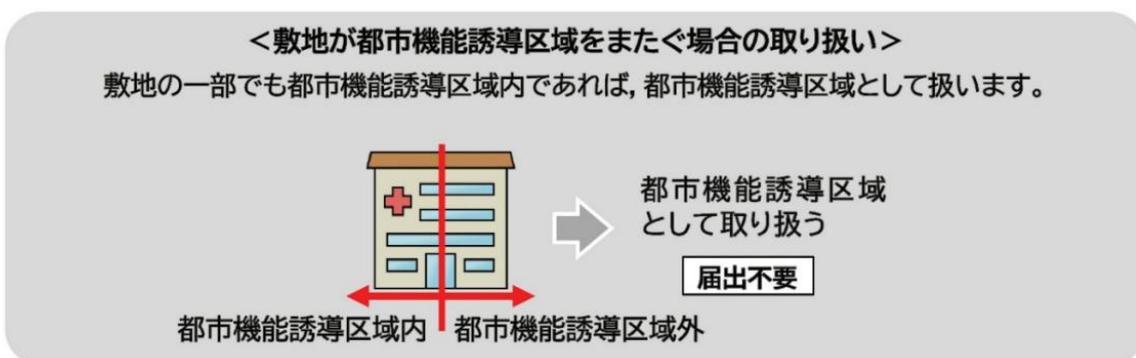


図 都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為の概要

出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)



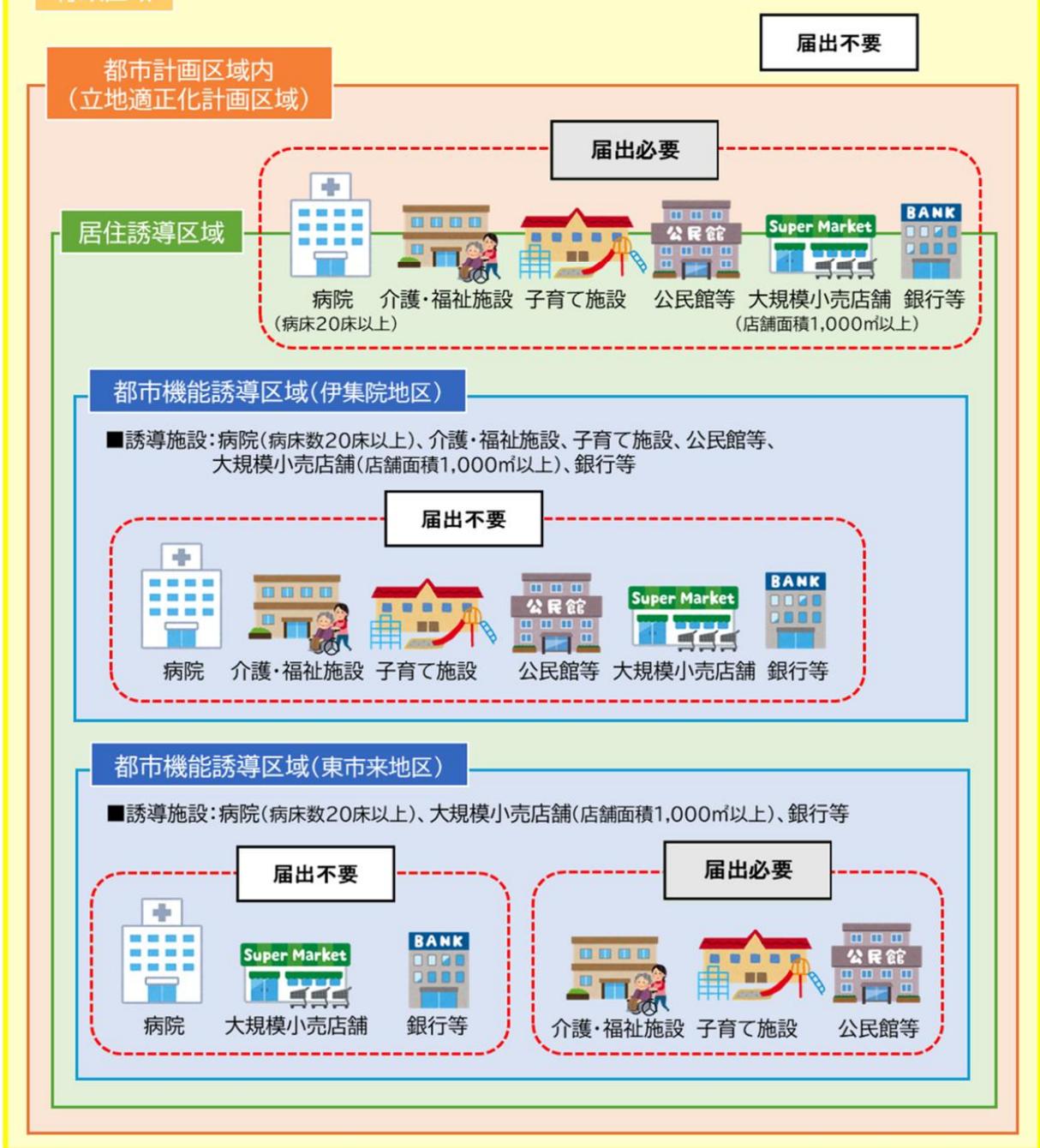


図 本市における誘導施設に対する開発行為・建築等行為の届出対象イメージ(詳細)

(3) 都市機能誘導区域内における届出

都市計画区域内の都市機能誘導区域内で設定されている誘導施設を休止・廃止しようとする場合は、届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

(例)大規模小売店舗(店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上)を休廃止する場合

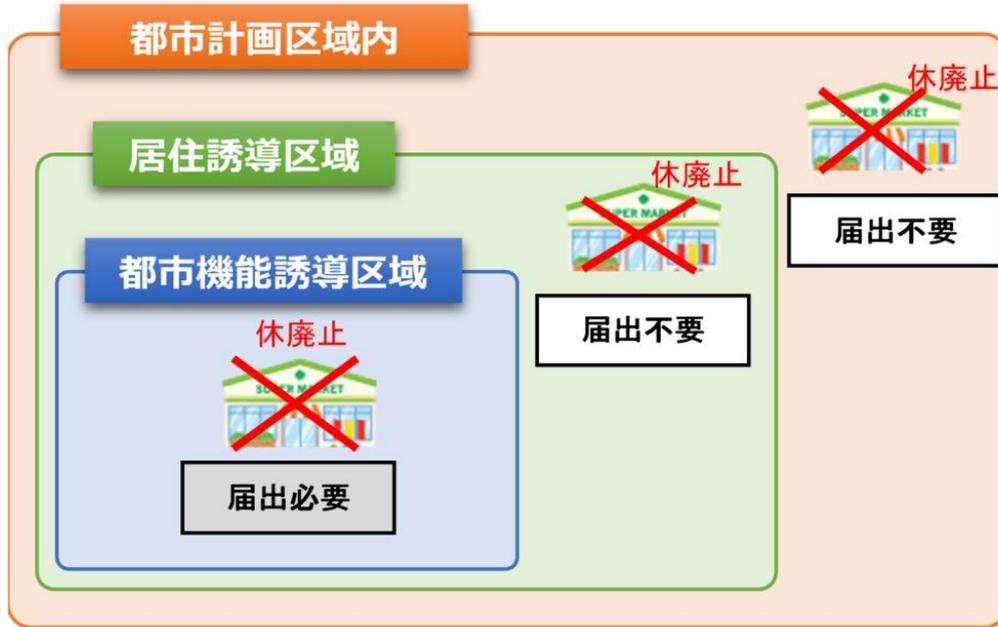


図 都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為の概要

出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

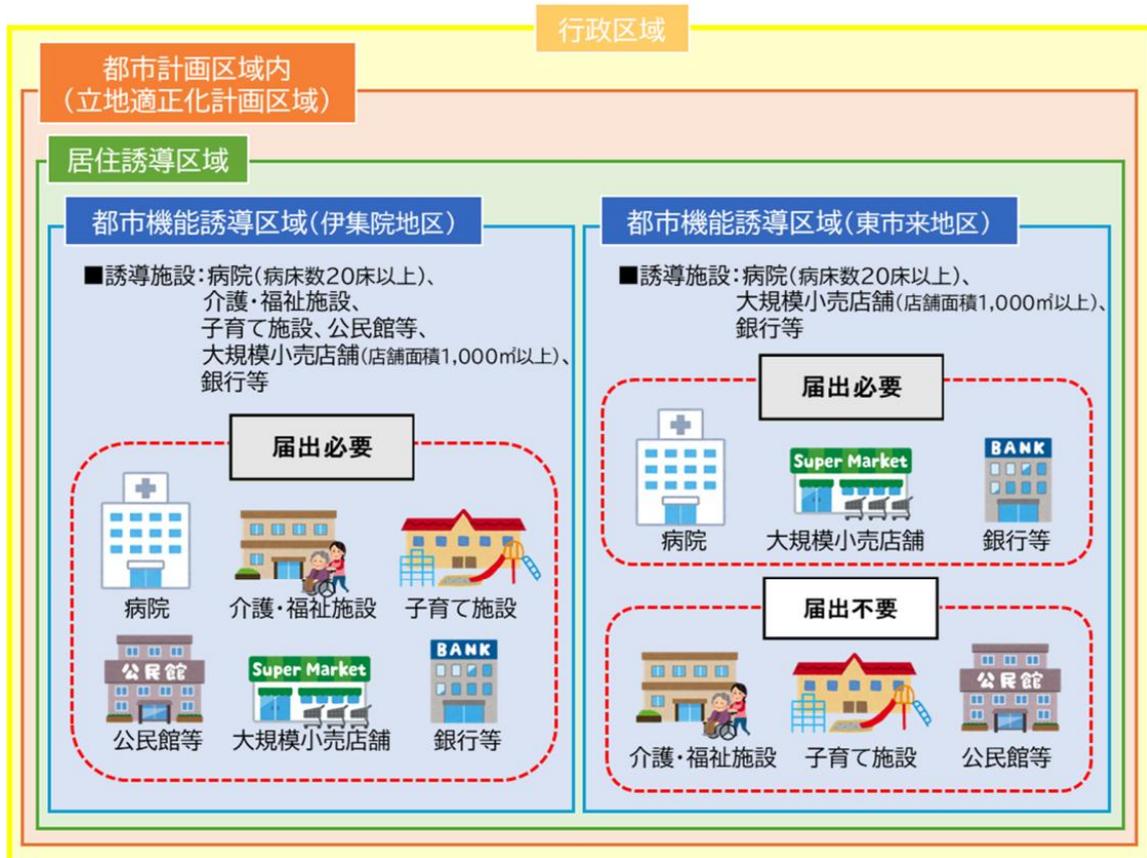


図 本市における誘導施設に対する休止・廃止の届出対象イメージ(詳細)

#### (4) 届出の書類

- 届出の内容を参照の上、届出様式に添付図書を添えて提出してください。
- 居住誘導区域外における届出は、届出書の様式-10～様式-11(届出内容の変更の場合は様式-12)、都市機能誘導区域外における届出は、届出書の様式-18～様式-19(届出内容の変更の場合は様式-20)に以下の添付図書を添えて行います。
- 都市機能誘導区域内の誘導施設の休・廃止の届出は、様式-21を提出します。

区 域	届出の内容	様 式	届出対象区域			
			伊集院	東市来	吹上	日吉
居住誘導区域外	開発行為の場合	様式-10	○	○	○	—
	建築等行為の場合	様式-11	○	○	○	—
	届出内容を変更する場合	様式-12	○	○	—	—
都市機能誘導区域外	開発行為の場合	様式-18	○	○	○	—
	建築等行為の場合	様式-19	○	○	○	—
	届出内容を変更する場合	様式-20	○	○	—	—
都市機能誘導区域内	誘導施設を休止・廃止する場合	様式-21	○	○	—	—

※様式は、日置市ホームページからダウンロードできます。

#### 【添付図書】

区分	添付図書	備考
開発行為	①位置図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面)	縮尺1,000分の1以上
	②設計図	縮尺100分の1以上
	③その他参考となるべき事項を記載した図書	求積図等
建築等行為	①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面)	縮尺100分の1以上
	②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図	縮尺50分の1以上
	③その他参考となるべき事項を記載した図書	位置図、求積図等
届出内容を変更する場合	当初届出時に添付した図書と同様のもの (変更に係るものを添付)	
施設を休止・廃止する場合	原則不要	

次に掲げる行為については、届出は必要ありません。

(都市再生特別措置法第88条第1項、及び第108条第1項ただし書き)

- ①軽易な行為その他の行為
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

## 4 届出の記入例

様式第 10(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

記入例

### 開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日  
日置市長 ○○ ○○ 様

届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住所 ○○市○○区○丁目○番○号

氏名 ○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○○-○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (所在)	日置市○○○町○○△△番△ 外
	2 開発区域の面積	○○○ m <sup>2</sup>
	3 住宅等の用途	共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	5 工事の完了予定年月日	元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	6 その他必要な事項	【住宅用区画数】 ○○区画 【住宅戸数】 ○戸

該当する以下の用途を記載  
・一戸建ての住宅  
・兼用住宅 ・病院  
・長屋 ・店舗 2 階建  
・共同住宅

住宅用区画数等を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

#### 【添付資料】

- ・位置図（当該行為を行う土地の区画並びに当該区画内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ・公図（当該行為を行う土地の区域を表示したもの）
- ・設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築  
 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日  
 日置市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所 ○○市○○区○丁目○番○号

氏名 ○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○○-○○○○

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積  
 【所在・地番】 日置市○○○町○○△△番△ 外  
 【地 目】 宅地  
 【面 積】 ○○○ m<sup>2</sup>

2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途  
 共同住宅(○戸)

3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途

4 その他必要な事項  
 【着手予定年月日】 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日  
 【完了予定年月日】 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付資料】

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・公図（区域、住宅等の配置を表示したもの）
- ・住宅等の 2 面以上の立地図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

行為の変更届出書

日置市長 ○○ ○○ 様

届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで)

元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者 住所 ○○市○○区○丁目○番○号

氏名 ○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○○-○○○○

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 10 もしくは  
第 11 の届出日を記入

1 当初の届出年月日 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	○○○m <sup>2</sup>	△△△m <sup>2</sup>
住宅用区画数の変更	○○区画	△△区画
着手予定年月日の変更	元号○年○月○日	元号△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付資料】

《開発行為の場合》

- ・位置図（当該行為を行う土地の区画並びに当該区画内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ・公図（開発区域を表示したもの）
- ・設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

《建築行為等の場合》

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・公図（住宅の配置のを表示したもの）
- ・住宅等の 2 面以上の立地図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日  
日置市長 ○○ ○○ 様

届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住所 ○○市○○区○丁目○番○号  
氏名 ○○(株) 代表取締役 ○○○○  
連絡先 ○○○○-○○○-○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (所在)	日置市○○○町○○△△番△ 外
	2 開発区域の面積	○○○ m <sup>2</sup>
	3 住宅等の用途	商業施設(スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	5 工事の完了予定年月日	元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	6 その他必要な事項	【建築物等名称】 ○○スーパー○○店 【延床面積】 ○○○ m <sup>2</sup>

開発行為における  
工事着手届の工事  
着手年月日を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付資料】

- ・位置図 (当該行為を行う土地の区画並びに当該区画内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上)
- ・公図 (開発区域を表示したもの)
- ・設計図 (土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面 (求積図等)
- ・委任状 (代理人が届出を行う場合)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築  <input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為                 </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; font-size: 0.8em; color: blue;">                     該当箇所に ✓を追加                 </div> </div> <p style="color: green;">について、下記により届け出ます。</p> <p>元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日 日置市長 ○○ ○○ 様</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; font-size: 0.8em; color: blue; margin-left: 20px;">                 届出日を記入 (行為着手の 30 日前まで)             </div> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所 ○○市○○区○丁目○番○号 氏名 ○○(株) 代表取締役 ○○○○ 連絡先 ○○○○-○○○-○○○○</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>【所在・地番】 日置市○○○町○○△△番△ 外 【地 目】 宅地 【面 積】 ○○○ m<sup>2</sup></p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	<p>商業施設(スーパーマーケット)</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>【建築物等名称】 ○○スーパー○○店 【建築物全体の延床面積】 ○○○ m<sup>2</sup> 【誘導施設の延床面積】 ○○○ m<sup>2</sup> 【着手予定年月日】 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日 【完了予定年月日】 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

**【添付資料】**

- ・配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上)
- ・公図 (区域、建築物の配置を表示したもの)
- ・建築物の 2 面以上の立地図及び各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面 (位置図、求積図等)
- ・委任状 (代理人が届出を行う場合)

行為の変更届出書

日置市長 ○○ ○○ 様

届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで)

元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者 住所 ○○市○○区○丁目○番○号

氏名 ○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○○-○○○○

都市再生特別措置法第 108 条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 18 もしくは  
第 19 の届出日を記入

1 当初の届出年月日 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	○○○㎡	△△△㎡
着手予定年月日の変更	元号○年○月○日	元号△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

**【添付資料】**

《開発行為の場合》

- ・位置図（当該行為を行う土地の区画並びに当該区画内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ・公図（開発区域を表示したもの）
- ・設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

《建築行為等の場合》

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・公図（建築物の配置を表示したもの）
- ・建築物の 2 面以上の立地図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

誘導施設の休廃止届出書

日置市長 ○○ ○○ 様

届出日を記入  
(休廃止の 30 日前まで)

元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者 住所 ○○市○○区○丁目○番○号

氏名 ○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○○-○○○○

都市再生特別措置法第 108 条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の( 休止・**廃止** )について、下記により届け出ます。

記

休止または廃止のどちらかに○をつける

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

【名 称】 ○○スーパー○○店

【用 途】 商業施設

【所在地】 日置市○○○町○○△△番△ 外

2 休止(廃止)しようとする年月日

元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

3 休止しようとする場合に当たっては、その期間

元号 ○ 年 ○ 月 ○ 日

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

例)・コンビニエンスストア  
・事務所

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例)・○年○月○日に除却予定  
・使用予定は未定。使用予定が決まるまでは、適切な管理のもと存置する。

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。





日置市

---

立地適正化計画

【問い合わせ先】

日置市 産業建設部 建設課 都市計画係

TEL:099-273-8871(直通)